

（午後3時30分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、9番 南出さん。

〔9番（南出昌彦君）登壇〕

○9番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。

今日は13人中13番ということで、初めての経験です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の質問はほとんどを壇上で質問しようという、自分なりのチャレンジをする気持ちを持って、今回、質問に臨んでおります。よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従ひ質問をさせていただきます。

それでは、発言事項一つ目として、複合災害発生時の分散避難と避難所運営についてということで、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行は、100年前のスペイン風邪以来、5回目のパンデミックです。そして、日本は関東大震災から97年間に、100人以上の犠牲者を出す大地震を16回発生しており、6年に一度、大地震に見舞われている国と言えます。また、台風は毎年平均11個が日本の300km以内に接近し、毎年平均約3個は上陸しています。

以上の点から、パンデミックと大規模災害が同時に発生する複合災害が起きる確率は極めて高いことが言えると思ひます。本市の危機管理及び防災計画について伺ひます。

質問として、一つ、全ての防災対策は事前対策、段取りが大切で、本市は複合災害の発生をどのように位置づけて防災・危機管理を考えておられるか、お伺ひいたします。

二つ目、危機管理の要素のうち、準備、備

えの大小が、被災者、行政職員を支援できるか、二次被害に追ひ込むのかの分かれ道です。本市は複合災害への対応も含めた準備、備えがどのレベルまでできているのか、お伺ひします。

また、備えに実効性があるかどうかの点検等をどのように行っているのかも、併せてお伺ひいたします。

三つ目として、令和元年度から避難所についての変更もされていますが、複合災害を想定した場合、民間施設の指定も含め、可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があると思ひます。どのように考えているか、お伺ひいたします。

四つ目として、拠点避難所に配備している防災倉庫及び災害備蓄品について、現在の配備状況をお伺ひします。

五つ目、災害時要援護者、要配慮者登録及び個別計画の作成について、災害時要援護者、要配慮者登録台帳を活用して、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自らもしくは民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災会、障がい者団体等と協力して、個別計画を作成するものとしています。

本市では現在何人が登録され、個別計画が作成されているのか、また、いつ、どのように更新しているのかをお伺ひいたします。

質問事項の大きい2番、コロナ禍と偏見、差別についてお伺ひいたします。

新型コロナウイルスには、病気、不安と恐れ、嫌悪・偏見・差別の三つの感染症という顔があります。嫌悪、偏見、差別については、新型コロナウイルスへの対応に追われる中、もともとあった男女格差等の社会問題が改めて再認識されています。

新型コロナウイルスに感染した人や医療従事者を差別や誹謗中傷から守るため、差別禁止を盛り込んだ条例制定の必要性も含め、新型コロナウイルスと嫌悪、偏見、差別についてお伺いします。

一つ目として、新型コロナウイルス感染症の対応においては、子育てや介護など事情を抱えている方の負担が女性に集中するなどの問題が生じています。

現状、家庭において生活を安定させていくため、夫婦共働きで働いている世帯が多いと思います。働く女性の半数以上が非正規雇用であり、就業先は医療・福祉を含む対人サービス業が上位3業種を進める中で、営業自粛と経済悪化によって職を失うのもやはり女性が多くなります。

このことは、母子世帯では特に深刻な問題です。非正規雇用者への対策について、雇用調整助成金の対象期間の延長がなければ、非正規雇用者等の労働者が窮地に陥ってしまう可能性があり、対策を講じる必要があると考えます。本市としてはどのような対応を考えておられるか、お伺いします。

二つ目。非常事態においては、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れます。女性は男性に比べ非正規雇用や独り親家庭の割合が高く、独り親世帯のうちシングルマザーの平均年収は約200万円で、シングルファーザーの約半分にしか満たないことが統計データでも示されています。独り親世帯への追加支援が必要と考えますが、どのように考えておられるか、お伺いします。

三つ目。医療・福祉系職業従事者の大多数は女性で、看護師、保育士、介護者、地域ボランティアなどの医療・福祉サービスを担っている女性は感染リスクが高いと言えます。

また、スーパーの販売員などの生活関連サービス業や飲食サービス業など、在宅勤務に

切り替えるのが難しい職業も女性の割合が高いため、感染の危険にさらされるリスクが高まります。

新型コロナウイルスに感染した人や医療・福祉系職業従事者を差別や誹謗中傷から守るため、差別禁止を盛り込んだ条例を制定する自治体が増えていきます。条例制定の検討も必要と考えますが、どのように考えておられるか、お伺いします。

四つ目。新型コロナウイルス禍において、もともとあった男女格差等の社会問題が改めて再認識されている中、内閣府は第5次男女共同参画基本計画の素案を示しています。

その中で、地方から都市部に若い女性が流出していることについて、地域に性差への偏見が根強く存在していると指摘しており、自治体や地域社会、企業が連携し、女性が働きやすい環境を整えるよう求め、地方が改善すべき課題としています。

また、平成27年に取りまとめた都道府県別の男女平等調査では、本県は39位と非常に平等度が低い県である結果となっています。本市はこの問題をどのように考えておられるか、お伺いします。

五つ目。本市が定める男女共同参画計画の数値目標に対する直近の達成状況と今後の見通しについてお伺いします。

最後に、六つ目。教育関係者は基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する上で教育の果たす役割の重要性を認識し教育を行うように努めるものとしていますが、具体的にはどのような取組みをされているのか、お伺いします。

たくさんの質問をしましたが、よろしくお願ひしたいと思います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）9番 南出さんの質

問項目1、複合災害発生時の分散避難と避難所運営に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（上田力也君）登壇〕

○危機管理監（上田力也君）複合災害発生時の分散避難と避難所運営についてお答えします。

まず、一点目の、複合災害の発生の位置づけと、それに対する防災・危機管理の考え方についてのおたただしですが、本市では地震や風水害による被害を想定し、体制の整備や備品、備蓄品の調達を行っています。

今回のような全国的な感染症の蔓延につきましては、地域防災計画においても具体的な想定はなく、事前対策が十分にできていませんでした。

今後は、政府が示す基本的対処方針のほかガイドラインなどに基づき、また、今回の経験を生かした防災・危機管理について対策を進めるとともに、併せてインフルエンザ等対策特別措置法に基づく本市の行動計画についても見直しをしていきたいと考えています。

次に、二点目の、複合災害への準備、備えがどのレベルまでできているのか、また、実効性を確認するための点検等をどのように行っているのかについてのおたただしですが、準備や備えについては、今回の感染症の拡大を受けてとなりますが、住民への手洗いや家族・親族宅への分散避難等啓発、避難所における感染症対策マニュアルの作成と収容人数の見直し、消毒液やマスク、パーティション、段ボールベッド等、避難所用の感染対策備品を一定量確保すべく、調達を進めています。今後については、国・県の対策等を踏まえ、臨機に対応していきたいと考えています。

また、点検等については、現在、感染症対策を盛り込んだ避難所従事職員向け研修会が既に終了している状況です。今後、感染症対

策備品の調達が一定程度完了しましたら、それらを用いた実地訓練等を実施していきます。

次に、三点目の、民間施設を含めた避難所開設の必要性についてのおたただしですが、本市指定の拠点避難所で避難者を収容しきれない場合は、最寄りの市が管理する公共施設等を予備的な避難所として開設していく考えですが、その場合、長期的な避難所としての機能を備えていないなどの課題があります。

今後、区や自治会が所有する集会所等の利用や、これ以外に、市内のホテルや旅館、避難場所として活用できる広い敷地を持たれている企業などと協議を進めていく必要があると認識しています。

併せて、コロナウイルス蔓延下での避難所運営は感染リスクも高く、市民の皆さまには、可能な限り分散避難として親戚や友人宅といった避難所以外での避難を引き続きお願いしていきます。

次に、四点目の、拠点避難所に配備している防災倉庫及び災害備蓄品の配備状況についてのおたただしですが、全ての拠点避難所に防災倉庫を配備し、発電機や投光器などの資機材を配備しています。また、災害備蓄品に関しては、食料や水、防災用毛布などの備蓄品は、熊本地震による見直しも踏まえた購入計画により備蓄を進めており、令和8年度に完了予定となっています。ちなみに現時点での備蓄率は、計画に対し、食糧が75.5%、水が57.4%、毛布が32.8%となっています。

最後に、五点目の、災害時要援護者、要配慮者の登録者数と更新、個別支援計画の作成状況についてのおたただしですが、11月末時点での登録者数は1,583人となっています。

更新については、住民基本台帳や要支援・要介護状態などのシステム連携による更新が週1回行われているほか、民生委員・児童委員の方々など地域の協力をて、情報更新も行

っております。

個別支援計画につきましては、要援護者を支える支援者の決定において、支援者となり得る方の高齢化や日中不在となる方が多い地域があるなど課題も多く、支援者の指名に苦慮しており、作成まで至っていません。

本計画作成においては、区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員などの地域の協力が必要不可欠となりますので、引き続き作成に向けた作業を進めてまいります。

○議長（土井裕美子君）9番 南出さん、再質問ありますか。

9番 南出さん。

○9番（南出昌彦君）ご答弁ありがとうございます。

今回この質問をさせていただきましたのは、私自身も、コロナウイルス感染症ということでの感染拡大がある中で、ここで本当に大規模の自然災害が起きたらどうなるんだろうということが気になりまして、質問させていただきました。

ちなみに、阪神・淡路大震災、私も救援物資を持っていった経験もあるんですけども、阪神・淡路大震災においては、結果としてインフルエンザの集団感染が起きたということがありました。当時は冬の寒い日で、停電で換気も十分できない状態。その結果、避難所などで3か月間に919人がお亡くなりになり、災害関連死と認定されております。

亡くなった人の多くは基礎疾患を抱えた人や高齢者の方が多かったわけですけども、死因の8割がインフルエンザが引き金で、うち90%が高齢者であったということでありました。

それから、東日本大震災におきましても、大震災から6か月を経過した時点でも1万5,782人に上り、70歳から79歳が24%と一番多いというふうに、高齢者の方が多いという結

果になっております。震災関連死においても1,632人と多かった中で、やはり、東日本大震災においても、80歳代が4割、70歳以上が9割ということで、高齢者の方がお亡くなりになるケースが多かったということです。

一番最近では、熊本地震についても、災害関連死と認定されたのは熊本県内で167人おられまして、熊本においても70歳以上の高齢者が133人と全体の約8割を占めております。今後は複合災害、そして、高齢者について十分考慮した防災計画というものを考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

そこで、一つだけ質問させていただきます。

これまで、当然、コロナウイルス等の感染症等が起こっていなかったということで、複合災害を想定してということとはなかなか想定できなかったと思うんですけども、備え、備えというのは私も質問側で言うわけですけども、言うのは簡単なんですけども、実際は大変な作業量と思います。

その中で、現在、避難所支援班というのが組まれていると思うんですけども、この体制は複合災害が発生した場合に対応できるのかなと、ちょっと心配なところも感じられます。そうでない場合は、関係組織と調整や話し合いをしていただいて、こちらはやっぱり相当時間のかかる作業かなと思います。

これをどのように進められるかになるところですので、ご答弁いただけたところがございましたら、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）拠点避難所における避難所従事職員につきましては、現在、市が指定する拠点避難所というのは、地震災害において、今、43か所ということになっております。そのうち職員を配置するのは40か所、人数についてはだいたい2名から4名というふうになっております。

複合災害に関わらず、基本的にこの人数で避難所が運営できるのかと言いますと、決して運営は無理でございます。がゆえに、やはり、自主防災会をはじめ区・自治会、そしてボランティアも含めて、やはり地域で避難所を運営していただくという、こういう考え方でなければ、なかなか運営というのはいまうまくいかない、ほぼ無理になってきます。

私どもとしましては、実は今年、総合防災訓練で、自主防災会の連絡協議会の共催で避難所運営訓練というのをやる予定はしておったんですけども、このコロナ禍ということの中で今年ではできませんでした。

ですから、実効性を高めていくという意味でも、やはり地域と一緒にやって避難所運営訓練というのを、現実起きたことも踏まえて進めていく必要があるというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）9番 南出さん。

○9番（南出昌彦君）ありがとうございます。

本当に、備えということを考えてみると、大変な作業量になると思います。私がイメージするだけでも、危機管理室というのは本当に膨大な作業量かなと思います。大変多忙な毎日であると思いますけれども、頑張っていたきたいというふうに思います。

複合災害を想定していただいて、必要な避難所の開設、それから、備蓄品等見直しをお願いして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、コロナ禍と偏見・差別に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）コロナ禍と偏見・差別についてお答えします。

まず、一点目の、雇用調整助成金の対象期

間延長終了後の本市の取組みについてのおただしですが、雇用調整助成金の特例措置は、当初、令和2年9月30日までの予定で開始され、現時点では令和2年12月31日まで対象期間の延長が決定しています。

また、国では第三次補正予算の編成が予定されており、2月末まで延長することについて検討が進んでいると聞いています。

本市として、雇用調整助成金に代わる財政支援を市内各事業所に独自で行うことは財政的にも難しいことから、現時点では、全国市長会などへの機会を見ての要望などを通じて、2月末以降についてもさらなる雇用調整助成金の対象期間延長を求めてまいります。

一方で、経済的に困窮されている方からの相談に対しては、引き続きハローワークや社会福祉協議会など相談内容に応じた相談窓口を的確に案内することで、相談者の精神的な負担の軽減につなげていきたいと考えます。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）次に、二点目の、独り親世帯への追加支援についてお答えします。

令和2年10月現在の児童扶養手当の受給者のうち約94%が母子世帯であることから、就労形態が正規雇用でないことや、離婚に伴い初めて就労するケースが多いことがうかがえます。

仕事と子育ての両立の支援が必要とされることから、こども課では、休職中の方には母子父子自立支援員による就労支援、就労中の方にはファミリーサポートセンターなど支援事業の利用料減額申請などについて紹介しています。

また、将来の経済的安定を図るため、看護師や歯科衛生士、介護福祉士など、就職活動に有利な資格の取得を目的とした職業訓練制

度を紹介し、受講費用や在学中の生活費などの給付金についても受給につながられるよう、寄り添っています。

併せて、返還免除制度のある職業訓練促進資金貸付についてお知らせし、直接的な給付ではなく、独り親の方それぞれの自立に向けた就労支援について、積極的な情報提供に努めています。

一方、国においても、新型コロナウイルス感染症の影響による支援施策として、低所得の独り親世帯に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業について、児童扶養手当受給者に対する基本給付はもとより、公的年金給付等受給者や家計急変者に対して、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を速やかに支給決定を行っています。

また、児童扶養手当受給者及び公的年金受給者等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少していると申出があった世帯への追加給付として、対象者には1世帯5万円を給付しています。

今後も既存の支援事業をより活用いただけるよう、独り親世帯の支援に継続して進めたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）次に、三点目の、条例制定の検討の必要性についてのおたただしですが、全国では10月現在、約20の自治体でコロナウイルスに関連する差別禁止を盛り込んだ条例が成立しています。

また、和歌山県においても、（仮称）和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（案）が12月県議会に上程されると聞いていますので、県条例が制定されましたら、県と連携した取組みを進める必要があると考えています。

併せて本市においても同様の条例を制定す

るかどうかにつきましては、県条例の内容も見ながら本市の実態を加味し、条例制定の必要性について今後検討してまいりたいと考えています。

次に、四点目の、男女格差等の社会問題についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、内閣府の第5次男女共同参画基本計画策定に係る素案では、地方においては、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込みが根強く存在しており、女性の居場所や出番を奪っていること、また、地方の企業経営者等の理解不足から、女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどを背景に、若い女性が大都市へ流出している等の分析結果が示されているなど、男女共同参画の取組みは現状では目標どおりに進んでいないものと認識しているところです。

本市では、男女共同参画社会を実現するための啓発として、毎年、市民を対象にワーク・ライフ・バランス研修会を開催するとともに、今年4月には啓発リーフレットとして、「みんなでつくる男女共同参画社会」を全戸配布するなどの取組みをしているところです。

また、来年度に予定している第三次橋本市男女共同参画計画策定作業のための基礎データ収集のため、今月には男女共同参画に関する市民意識実態調査及び男女共同参画に関する事業所実態調査を実施し、年度末には調査結果報告書を取りまとめていく予定です。

今後、この調査結果をしっかりと分析し、課題を把握することで、確実な男女平等の推進に寄与できるような施策を進めていきたいと考えています。

次に、五点目の、本市が定める男女共同参画計画の数値目標に対する直近の達成状況と今後の見通しについてのおたただしですが、平成24年度から令和3年度までの10年間計画と

して策定した第二次橋本市男女共同参画計画では、四つの数値目標を設定しています。

一つ目は、審議会等委員に占める女性の割合は、40%の目標に対し、今年度実績は24.7%となっています。

二つ目に、女性委員ゼロの審議会等の割合は、10%の目標に対し、今年度実績は25.9%となっています。

三つ目に、市の一般行政職に係る管理職に占める女性の割合は、25%の目標に対し、今年度実績は15.1%となっています。

四つ目に、市男性職員の育児休業取得者数は、10人の目標に対し、今年度までの累計実績は8人となっています。

来年度は第二次計画の最終年度となりますが、育児休業取得者数を除く3項目については、現状では目標値と実績とにまだ大きな開きがあることから、残念ながら、目標達成は難しいものと考えています。

最後に、六点目の、男女共同参画を推進する上での学校の取組みについてのおたただしですが、具体的にいくつか例を挙げますと、まず、人権教育副読本『しあわせ』の教材「男だから女だから」や「男女共生社会をめざして」などを活用して、児童生徒の発達段階に応じた人権教育に取り組んでいます。

また、小学校の家庭科では、家庭生活と仕事について、互いに協力して分担する必要性を学びます。中学校の社会科では、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等の法令に触れ、共生社会を築いていくための取組みや努力について考えます。

このように、各学校では、社会科や道徳、家庭科等を中心にして、学校教育全体で人権の尊重や男女の平等、男女が共同で社会参加することの重要性について指導しています。

教職員については、スクールコンプライアンスチェックシートを継続的に活用し、職場

内での固定的な役割分担を解消するための啓発を行い、指導者自身も人権意識の高揚に努めています。

社会教育の分野においても、公民館事業や家庭教育支援チーム員、共育コーディネーター、青年リーダーが実施する事業など、性差にとらわれない取組みを実施しており、学校と地域が一体となって男女共同参画の推進に努めています。

○議長（土井裕美子君）9番 南さん、再質問ありますか。

9番 南出さん。

○9番（南出昌彦君）ありがとうございます。

先ほどの複合災害の答弁もそうですし、このコロナ禍の関係も分かりやすい答弁をしていただきましたので、ほとんど再質問というのではないわけなんですけども、コロナ禍の偏見・差別についてという質問につきましては、男女格差ということの側面から今回質問させていただきました。

コロナ禍でどのようなところで女性というものが置かれているかというところを一、二、話をしますと、医療・福祉系の従事者、7割以上が女性が医療従事者に占めていると言われておりますけれども、このように医療・福祉系に従事されるのが女性が多いと。

また、非正規雇用や不安定な雇用形態で働いている方も女性が多いと。そしてまた、シャドーワーク、平均で男性の3倍はシャドーワークが働いていると。また、コロナ禍でということで、DVのリスクも高まっていると。

これらのように、ジェンダー不平等というのがいろいろと発生しているというところが見受けられると思います。コロナ社会においては、現れている雇用不安や医療サービス問題、女性のケア労働など、全てが社会的に不平等につながっているというふうにも言われております。

日本は世界的に見ると、ジェンダーギャップ指数が153か国中121位と、そのランキングは下がるばかりで、先進国の中でも最下位であるということで、日本というのは海外から見ると、男女差別が根強く残る時代遅れの国と、残念でありますけれども、言われています。

その中で、ですけれども、地方社会は一生懸命、地方創生、地域活性化など、地方の抱える課題を解決するために必死に取り組んでいます。その中で大切なことというのは、地方に住む一人ひとりがより幸せになる、それが一番大事なことであると私も思っております。

そこで、一つ質問をさせていただきます。

独り親家庭について質問をさせていただきたいと思うんですけれども、4大紙で、ある支援団体の調査というのが行われた結果が示されておりました。その中で65.6%が収入減、もしくは収入減の見込みがあるということで、食費を切り詰めて、子どもには食べさせていかなあかんから、親は3食を2食にする、2食を1食にするというような実態があるということも書かれておりました。

また、反面、衛生面での支出もある中で、支出は79.7%の方がやはり支出は増えているということで、そういう調査もあったというふうに書かれておりました。

そういう中で、この通告書を出した時点では国の施策というのが、まだ追加施策が発表されてなかったわけなんですけれども、政府は4日にひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するという方針を固めていただいたのは、よかったなというふうに思います。

ただ、パートやアルバイトといった非正規雇用で生計を立てていた親がコロナ禍でほんまに仕事を失い、生活に行き詰まる例も少なくないと思います。私も身近でそういう方を見ております。

ということで、給付金が支給されても、生活費にあつという間に消えていくという中で、橋本市、なかなか財政が厳しいということでもありますけれども、何らかの形で支援をできないのかなということ、市のほうから何かいい支援があればなということ、財政は厳しいと思うんですけれども、その辺どうお考えになられているか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

今のところ、コロナ禍に対しての独り親世帯からの相談件数というのは実質増えてないんですけれども、今後、確実に増えてくると思います。

その中で、健康福祉部としましては、今まで子育て世代に対してはかなりの支援をやってきたと思っています。提案もしていきましたし、かなりその提案も受け入れていただいて、市独自の支援もやってきました。

今、南出議員おっしゃったように、この12月で多分、追加の国の支給は決定されるというのも聞いております。ただ、早急にこれに対応したとしても、1月中の支給になるのかなとは考えております。

この国の施策に追加しての市の施策ということなんですけれども、今言いましたように相談件数も増えてきて、コロナ禍がこのまま収まらずに、失業、それから減収等の相談が増えてきた場合は、こども課を中心に健康福祉部としても、市の上層部のほうに市の追加の支援についての提案はしていきたいと考えています。

財政が許せばいけるとは思うんですけれども、健康福祉部としては、提案はどんどんしていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）9番 南出さん。

○9番（南出昌彦君）ありがとうございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

この感染症の怖さというの、病気が不安を呼び、それから、不安が差別を生み、差別がさらなる病気の拡散につながるというのが、本当に怖いことであると思ひます。そこに男女格差というもの、ジェンダーギャップという問題も大きく絡んでいるということで、今回質問をさせていただきます。

もう一つ、日本創生会議というところで、もう大分古い言葉かも知れませんが、消滅可能性都市ということ、もう皆さんお聞きになったことが多々あると思ひます。残念ながら橋本市もその当時、消滅可能性都市の一つの都市であるというふうに言われました。

それはどういふものかというの、ですけども、20歳から39歳の若年女性の人口が2010年から2040年にかけて、先ほど言ひました20歳から39歳の若年女性人口が5割以下に減少するという市町村を、そういうことで定義されております。

ちなみに、2010年から、私ちょっと手持ちの資料で2015年の数字を拾ってみたんですけども、2010年では20歳から39歳は7,423名、橋本市におられました。その5年後、2015年では6,234名ということで、もう5年で1,200人ほどの若年女性が橋本市から減っているということも、ちょっと衝撃的でしたので報告させていただきます。

そういう中で、最後にもう一つだけ質問をさせていただきますと思ひます。

ホームページに公表されている第二次男女共同参画の進捗状況を見ますと、各課の取組状況が報告されております。例えば、男女のエンパワーメントの支援として、研修会を開催したり情報提供をしたりということで記載がある一方で、数値目標の進捗では、審議会における女性委員数や管理職に占める女性の数が年度によって数値が下がるなど、徐々に

改善されているとは言えず、目標達成できない状況にもなっているかと思ひます。

今年度の取組結果を次年度に生かし、男性も女性もやはり平等に参画してもらえよう工夫をしながら、そして、男性も女性もより幸せになるということ、考えながら、第三次計画では目標が必ず達成できるように取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

最後の質問、ご答弁をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）ただ今ご指摘をいただいた本市の数値目標に対する達成度、これは壇上のほうでもご説明させていただいたんですけども、四つの柱のうち三つについてはかなり差があるということです。この状況を踏まえて、今後どういふふう目標に近づけていくのかというのが課題となっているところです。

実は、一つ目の、審議会における女性の登用といひますか、そして、二つ目も、女性が審議会においてゼロといふか、全く女性がない審議会、これについてはその年度年度によって上下があるんですけども、これについては今もいろいろ啓発もしておりますので、ここについては何とか今よりもいい方向で、今後、三次に向けて進めていけるというふうには思ひます。

ただ、三つ目の、市職員における女性の管理職の割合、これは目標25%となっているんですけども、実態は15.1%ですか、というふうな状況について、なかなかこれが困難な状況です。

ちょっとご紹介をさせていただきますと。実は、橋本市の正規職員、これは病院事業会計を除くんですけども、今年4月1日現在で512人います。このうち女性は163人、率にし

て31.8%です。このうち指標となっている一般行政職です。一般行政職というのは企業会計職員や消防職員というのは除外されるんですけども、その数が299人、全体で。このうち女性の割合が83人ということで、率にして27.8%になっています。

さらに、この一般行政職のうち管理職、これが全体で53人。このうち女性が8人ということで、率にして15.1%というような結果になっています。もう少し分析しますと、この8人というのは、年代別で言いますと全てが50代ということです。40代の管理職がいないと。ちなみに、男性の場合は10人いるというような状況です。

これにつきましては、手早く管理職を養成するというのはかなり難しい状況にもあります。これから先を見ても、つまり、40代がないということは30代もおられないんですけども、今後10年先を見た場合にも課題になってくるというような状況になっております。

私どもとしては、以前は女性職員は割と窓口業務を中心に配置させていただいていたという経過があるんですけども、最近はいろんな部署といいますか、窓口のみならず、政策的な部署であるとか、あるいは営業的な部署であるとか、いろんなところで配置をさせていただいて、総合職的に頑張っ、その業務を学んでいただいている状況なので、これについてはちょっと時間はかかるかと思うんで

すけども、そういうことに意識しながら、職員の養成をしていきたいというふうに思っております。

それで、コロナ禍ということ踏まえた中での男女共同参画ということについては、いまだかつて検討したこともなかったという状況でもありますので、また審議会の中でも、こういう状況を踏まえた中での計画あるいは目標値について、十分議論をしていただいた上で、計画策定していただくというふうに思っておりますので、またご助言をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土井裕美子君）9番 南出さんの一般質問は終わりました。

---

○議長（土井裕美子君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月9日は休会とし、12月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時21分 散会）